

令和7年度国立大学法人奈良国立大学機構内部監査計画書

令和7年4月11日
理事長 裁定

1 監査の方針

令和4年4月に奈良教育大学と奈良女子大学が法人統合し、「国立大学法人奈良国立大学機構」が設立されてから3年が経過した。機構においては、引き続き、法人統合に伴う相乗効果が発揮され着実に業務を遂行していくことが求められる。

監査は、国立大学法人奈良国立大学機構内部監査規程（以下「監査規程」という。）に基づき、社会的信頼性の確保と大学の発展に資することを目的として実施する。監査の実施にあたっては、機構内におけるガバナンスの機能とともに、組織間の連携が確保されているかという観点など業務プロセスの有効性に重きを置き、機構の業務が関係諸法令、中期目標、機構の経営方針等に従いつつ適正かつ合理的に遂行されているかについて確認する。

2 監査の対象

機構の全部局の中から対象を抽出して実施する。

3 監査の日程

令和7年5月1日から令和8年3月31日までの間に実施する。

4 監査の内容

- ・関係諸法令、諸規程等の遵守に関する事項
- ・関係諸規程、運営体制等の整備に関する事項
- ・組織運営の合理化に関する事項
- ・業務の有効性及び効率性に関する事項
- ・内部牽制体制に関する事項
- ・会計経理に関する事項
- ・その他業務及び会計に関する事項

5 監査の方法

監査は、書面監査及び実地監査により実施する。

6 監査員

監査員は、監査室の職員及び必要に応じ理事長が委嘱した職員とする。

7 その他必要事項

- (1) 監査内容等の詳細は、監査規程第 12 条に基づき監査実施計画において記載する。
なお、理事長が特に命じる事項があるときは、これを優先して監査を実施する。
- (2) 監査調書には、監査実施日時、被監査部局等、監査事項、監査員、監査方法、監査結果等を記録する。